

新発田地域広域事務組合 行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を、新発田地域広域事務組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 高 橋 晃



2 監査の種類

行政監査

3 監査の対象

新発田地域広域事務組合に関する共同処理基本計画の令和4年度施策評価及び事務事業評価

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の施策及び事務事業が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

(1) 組合全体で11件ある施策について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。

(2) 組合の施策の実現に向けて実施している事務事業52件について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和5年10月17日

7 監査の結果

組合の施策評価、事務事業評価を精査した結果、新発田地域広域事務組合の行政については、法令に適合し、組織及び運営の合理化に努めているものと認めた。

新発田地域広域事務組合 財務監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による財務監査を、新発田地域広域事務組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 高 橋 晃



2 監査の種類

財務監査

3 監査の対象

令和4年度公会計諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の財務が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか公会計諸表を通して確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 流動資産、固定資産、流動負債、固定負債及び純資産のバランスは適正か。
- (2) 歳入額対資産比率は適正か。
- (3) 資産老朽比率は適正か。
- (4) 純資産比率は適正か。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和5年10月17日

7 監査の結果

公会計諸表及び関係資料を精査した結果、新発田地域広域事務組合の財務については、法令に適合し、正確かつ効率的に行われているものと認めた。

新発田地域広域事務組合 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を、新発田地域広域事務組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 高橋 晃



2 監査の種類

財政援助団体等の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

① 有限会社 広域斎場公社（広域葬斎センター願文院 指定管理者）

(2) 監査対象委託料等

① 令和4年度広域葬斎センター願文院 施設管理運営委託料

(決算額 57,957,490円)

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、公の施設の管理を行わせている各団体に対し、指定管理に係る委託料等の出納その他の事務の執行が適正に処理されているか確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

(1) 組合に提出された事業報告書及び決算書等は、指定管理に関する協定書に基づいた事業内容と合致しているか。

(2) 指定管理に係る委託料等は、指定管理料に関する契約書に基づき、適正に請求し受領され、事業目的に沿って執行されているか。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和5年10月17日

7 監査の結果

当該団体の事業報告書、決算書及び関係書類を精査した結果、当該団体における施設管理運営委託料等の出納その他の事務の執行は、事業目的に沿って適正に行われているものと認めた。